

令和8年 第6回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月29日(月) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番	橋口 昌央	2番	幸妻 正浩	5番	松井 正一郎
6番	永友 薫	7番	坂元 洋子	会長	坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番	宮越 美秋	2番	久保田 伸博	3番	山本 浩司
5番	小原 拓也	7番	坂本 幸	8番	加藤 重利

4. 欠席委員 農業委員 1名
3番 上野 光正

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について

第5 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について

第6 議案第25号 非農地証明交付申請の承認について

第7 議案第26号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 金城 朋子
係 長 吉田 竜人 主任主事 出口 友紀

(開会14時00分)

[事務局]

それでは定刻になりました。

会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。それでは、ただいまから令和8年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は6名出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の3番、上野光正委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番、永友薫委員、7番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の吉田竜人係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日6月29日、月曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

2ページを御覧ください。

まず6月の業務報告について、でございます。

2日から3日まで「全国農業委員会 会長大会」がある予定でしたが、台風の関係で宮崎県は中止ということで、参加をしておりません。

4日から16日まで「町議会 定例会」が開催されております。

10日に「農業委員会サポートシステム操作研修会」が行われております。
12日に「情報提供事業担当者会議」が開催されました。
24日に「宮崎県農業会議 第11回通常総会」が開催されております。
同じく24日に「児湯果樹産地協議会 総会」が開催されました。
26日に「児湯管内総合農政推進協議会 総会」の予定でしたが、これも台風の接近の恐れがあるということで、中止となっております。

6月の総会関係ですけれども、22日に現地調査、本日29日が総会となっております。

なお、総会終了後に本日は、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしくお願いします。

7月の業務計画です。

6日から7日まで「農地実務担当者研修会」が開催されます。

次に7月の総会関係になりますけど、通常の月とは違う形での開催になりますので、間違いのないようにお願いします。

案内文書等は、町長部局から届きますので、農業委員会からは届きませんので、時間等、日付、気を付けて対応をお願いします。

21日に農業委員さん7名に任命書の交付式が行われます。

時間は8時45分です。時間は書いていけませんので、メモしてください。

これは2階の応接室となります。

それに続きまして、第1回の臨時総会ということで、新たな会長、副会長と議席番号等決まる形になります。

その中の案件で、最適化推進委員の議案が挙がりまして、そこで新しい最適化推進委員が決まることになりますので、よろしくお願いします。

推進委員の次期に絡んでいる方は、9時半ぐらいに3階の委員会室、ここではなくて、その向こうにある部屋にお集まりいただく形になるかと思います。

翌22日に現地調査となりますので、28日の総会の関係になりますが、21日の臨時総会でしか担当委員が分からないということになりますので、次期委員、推進委員の方は、全員がもしかしたら当たるかもしれないという認識で、22日の予定を空けといてください。

業務報告と計画については、以上でございます。

続いて、3ページを御覧ください。

県進達経過報告です。

令和8年5月28日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条申請、〇〇〇〇、と〇〇〇〇ほか1名の事業用駐車場及び販売用農機具置場の件は、6月16日付で許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか2筆
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇 ほか1名

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

続きまして5ページ、「農地法第18条（通知）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか8筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか8筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから10ページについて、御意見、御質問はございません。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[2番]

2ページの業務計画のところで、21日の「委員任命書交付式」で事務局は、事務局長と〇〇となっているけど、〇〇さんは何か関連があるのですか。

[事務局]

間違えです。すみません。

[2番]

はい。分かりました。

[議長]

そのほか、何か質問はありませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。

議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況地目 宅地 193㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんからの案件ですが、これは令和7年5月にお父さんが亡くな

り、家の中のことを調査した結果、発覚した結果でありまして、始末書も添付されておりますが、今回宅地として利用されていた農地を、変更したいということのお願いになります。

場所は、〇〇の南側に位置するところでございます。

内容については、そのまま現状で使う関係で、工事費の金額等は発生いたしません。

また汚水、生活排水は発生することはないということです。

今、現状の住宅は、出しておられるところが小丸川土地改良区の土地ということで、排水だったと思いますが、そこを利用されている関係で、土地改良区の理事長、並びに地元の水利組合長立ち会いの下、了解をとったということでございます。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、第1種農地となります。

本来であれば、転用許可の出せない農地であります。隣接する宅地と同じ目的で使用し、申請に係る農地の面積が、事業面積の全体の3分の1以下であることから、第1種農地の例外に該当します。

申請地は、申請人の自宅敷地として利用されており、違法状態を解消するため申請されていることは、幸妻委員の御説明のとおりです。

本件につきましては、12ページから14ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

15ページが配置図となります。

排水関係について補足させていただきます。

15ページの配置図を御覧ください。

ページ右側に既設排水路、小丸川土地改良区と書いております。

こちら住宅からの生活排水、及び敷地内の雨水につきましては、こちらの排水路の方に排出をされております。

こちら小丸川土地改良区所有であったため、改良区理事長及び水利組合長立ち会いの下、排水状況の説明の上、承諾を得て水路等使用同意申請書の提出と水道使用料の支払いは、既に済ませているとのことです。

住宅からのし尿につきましては、くみ取り式となっているため、周辺農地に悪影響を与える心配はございません。

また、新規の工事は行われなため、新たな排水、土砂の流出が発生することではなく、また費用も発生いたしません。以上、補足です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号5、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16ページをお開きください。

議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

御説明の前に1か所、修正をお願いいたします。

16ページ、表の一番右側、担当、幸妻正浩委員の委員の字が抜けておりますので、すみません修正をお願いいたします。

それでは説明に入ります。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 登記地目 宅地 現況地目 畑

1, 705.78㎡のうち852.89㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、住宅敷地を目的とした〇〇〇〇さんへの移転でございます。

場所は18ページを開いてください。

18ページを横に見まして、左真ん中ぐらいに〇〇と書いてあると思いますが、そこが〇〇線と10号線のちょうど交わったところでございます、〇〇とその交差点のちょうど真ん中辺ぐらいに位置するところでございます。

20ページを御覧ください。

その土地に今現在、住宅が建っておりますが、その奥を今回、住宅敷地用として利用しようという計画があったみたいなのですが、今回は、この住宅も含めて利用しますということの案件でございます。

なぜかという、別に進入路とかを作らないといけないみたいですので、その経費とかいろいろ考えますと、もう全部含めて今回取るということでございます。それを整備して、商材として考えておるということでございます。以上でございます。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で、用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

土地改良区水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

申請地の登記地目は宅地ですが、一部が畑と評価されており、その部分の転用申請となります。

申請地について、譲渡人の父が住宅敷地の一部を畑として耕作していた時期があり、その時期から父の申し出により敷地の一部が畑評価となったと思われるものの、正確な経緯が不明であることや、父の死後は耕作者不在のまま母が梅の木を植えるなど庭のように利用しており、譲渡人が相続した後も申請地の課税が宅地と畑に分かれていることを認識しないまま、現在に至っておりますという内容の顛末書が添付されております。

本件につきましては、17ページから19ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

20ページが配置図となります。

譲受人は、申請地と住宅が建つ居宅部分を1つの物件として整備することを

計画しております。

こちらにつきましては、畑部分のみの転用計画としなかった理由書が添付されておりますので、補足で御説明いたします。

申請地は、宅地に囲まれておりまして、接道は居宅西側の1か所のみとなっております。

20ページの配置図を御覧ください。

ページ上段の着色部分が、今回の申請地、畑評価を受けている居宅となります。こちらの畑部分を新たな住宅用地として整備する転用計画とした場合、接道がありませんので、新たに通路を設けねばなりません。その場合、既に建っている居宅の正面を横断するか、もしくはページの右側にありますサイクルポート、カーポート、こちらの駐車駐輪スペースを取り壊して通路を設けるほかなく、どちらの場合でも居宅部分の土地の利用を制限してしまうため、畑部分の単独での転用計画を断念したとのことです。

申請地は今後、居宅に付随する庭として整備することを計画しているため、雨水は自然浸透とし生活排水は発生しません。

周囲にブロック塀が設置されているため、周辺への土砂流出は発生しません。

費用は、土地建物の購入費のみとなっております。譲受人の通帳写しから資金に問題ないことを確認済みです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第25号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 343㎡
所有者 〇〇〇〇

非農地の事由 10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地ということで、申請がされております。

担当委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

非農地証明の交付承認についてですけれども、〇〇〇〇さんから出ております。

場所は23ページを御覧ください。

〇〇線を〇〇の方面へ行きまして、〇〇との町村界なのですが、〇〇バス停を過ぎますと〇〇とありますけど、そこを北の方に入っていて、200mぐらい行ったところに位置するところでございます。

申請地は、もう農機具も入らないような状態でございます。

25ページに写真が添付されておりますが、見た感じフェンスに見えますけれども、この手前に住宅が建っておりまして、この竹藪と住宅の間をトラクターでも通らないかなと確認をしたのですが、とてもじゃないけれども通るようなところじゃなかったということで、今回、非農地ということで申請が上がっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第26号「農地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番から2番まで、2件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

説明いたします。26ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか4筆 計16,107㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして2番、農地の所在等につきましては、1番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当委員より御説明をお願いします。

[議長]

2番。

[2番]

では、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公益社団法人宮崎県農業振興公社に所有権を移転するということで、対価につきましては〇〇〇〇円です。

その土地を、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇円で買い受けるということでありま

す。

場所は、高鍋の〇〇の〇〇のちょっと東に当たるところでございます。

一部山林と原野が含まれておりますけれども、既に今ハウスが建っている関係で、農地として取り扱っています。以上です。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求め

ます。

挙手全員と認めます。

よって1番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしまし

た。

2 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の3 番から4 番まで、2 件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27 ページをお開きください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか2 筆 計4, 727 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして4 番、農地の所在等につきましては、3 番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1 番。

[推進委員1 番]

はい。1 番、説明いたします。

出し手の〇〇〇〇さんから公社が買い入れ、それを〇〇〇〇が買い受けるものです。

特例事業による即売りタイプとなっております。

有償の所有権移転です。

申請地は、〇〇前の10 号線を挟んだ一段高いところの上に、20 mほど行ったところに3 筆ともございます。

現状は1枚になっており、〇〇の苗が植えてありました。

〇〇〇〇の〇〇〇〇さんは、〇〇を栽培される認定農業者でございます。

4, 727㎡に対して対価は、手数料を含む〇〇〇〇円だそうです。以上です。

〔議長〕

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

3番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって3番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって4番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の5番から6番まで、2件の案件については、受け人が、橋口昌央委員が代表である法人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央委員 退室】

それでは次の5番から6番まで、2件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。27ページをお開きください。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 計8, 269㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして6番、農地の所在等につきましては、5番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社が買い取って、そちらを〇〇〇〇さんが、また買い取るという特例事業となります。

場所は、〇〇を東へ進んで1つ目の十字路を過ぎて右側に1筆。

その十字路を左折して100m直進して右側に1筆。

〇〇を西へ向かって、十字路を右折して右側のハウスを過ぎて1つ目の農地。

最後の〇〇は、橋口昌央委員の〇〇の前に1筆あります。

最初の3筆は、米が植えてありました。

最後の1筆は、畑で耕運してあった状態です。

金額は、〇〇〇〇さんから公社が買い上げる金額が〇〇〇〇円で、〇〇〇〇へ売られる金額が〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

5番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって5番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

6番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって6番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

次の7番から8番まで、2件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28ページをお開きください。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 620㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして8番、農地の所在等につきましては、7番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社が一旦買い取りまして、それを公社から〇〇〇〇さん

が買い受けるものです。

場所は〇〇〇〇、橋口昌央委員の〇〇の北側の農地でした。

現在、〇〇が植えられておりました。

金額は〇〇〇〇さんから公社へは〇〇〇〇円、公社から〇〇〇〇さんへは〇〇〇〇円で売り渡されるとのことです。以上です。

〔議長〕

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

7番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって7番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

8番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって8番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に貸借権設定です。

1番の案件につきましては、受け人が、坂元洋子委員の同居の親族に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、坂元洋子委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

坂元洋子委員は、退室をお願いします。

【坂元洋子委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。すみません、説明の前に先ほど承認をいただいた所有権移転の８番です。

議案の中で、報告予定日が令和８年６月２９日になっております。

これは、令和８年８月１日になりますので、修正をお願いします。

すみません。所有権移転、８番の分です。

報告予定日は、令和８年６月２９日ではなく、令和８年８月１日に修正をお願いいたします。

それでは貸借権設定の説明をさせていただきます。２９ページになります。

１番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 １，８３２㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員５番。

[推進委員５番]

はい。５番、説明いたします。

農地中間による貸借権設定で、〇〇〇〇さんから公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

場所は、〇〇になります。

〇〇〇〇さんは、甘藷、人参、大根等を生産される認定農業者です。

場所は、〇〇の〇〇から西へ２００ｍほど進み、南に曲がって１００ｍぐらい行ったら、右手に畑がありました。

現地を確認したところ、芋が植えておりました。

反当たり〇〇〇〇円で、期間は１０年となります。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

坂元洋子委員は、席へお戻りください。

【坂元洋子委員 入室】

それでは、次の2番から14番まで13件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 7, 174 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇を〇〇方面へ100m行き、1つ目を左折して道なりに700m直進して、1つ目の十字路から更に直進して100m行った左手の農地になります。

〇〇〇〇さんは、〇〇在住で馬鈴薯を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、馬鈴薯を取った後でした。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 計5, 7 9 1 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した農地から十字路に戻り、そこから80 m ぐらい更に戻った左手の農地になります。

現地を確認したところ、字〇〇****番*と*が2筆ですが1枚になっておりました。

ここも馬鈴薯を掘った後でした。

期間は5年間で、賃借料は10 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 2, 5 9 5 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の南側トラック出入口から、南へ 80 m 行くと突き当たりを左折して、40 m ほど行ったら突き当たりになりまして右側の農地になります。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産する認定農業者です。

現地を確認したところ、雑草が生えていました。

期間は 5 年間で、賃借料は 10 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2, 662 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間による利用権の設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは、甘藷、飼料作物などを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇から〇〇方面に行くと〇〇の〇〇と本宅があり、その手前の農道を北へ進むと〇〇のビニールハウスが途切れたところに、T 字路になって右に行くと〇〇で、左に進むと山に突き当たったところの手前の畑です。

荒れていました。そしてラップの包んだビニールが、15 個ぐらい置いてあ

りました。

期間は3年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑 3, 516㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇への終期に伴う継続の賃貸借契約です。

申請地は、V字に別れている町道で、右に行けば〇〇の工場があり、左に進むとV字のところに〇〇の直売所があり、そこから200m〇〇方面に進んだところの道路脇の畑です。

〇〇が植えてありました。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか1筆 計2, 769㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約で、場所は〇〇です。

〇〇から北側へ〇〇線に向かって進みます。〇〇方面へ左折します。300 m ぐらい行った住宅地を左折し、山側へ50 m ぐらい進んだ左側に現地がありました。

上下2段で草が生えておりました。

10 a 当たり賃料は〇〇〇〇円で、期間は10年間ということです。

〇〇〇〇は、飼料作物を生産される認定農業者です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑 113 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による使用貸借契約で、場所は〇〇です。

〇〇線に〇〇がありますが、北へ町道に進みまして、突き当たりまで進みます。右折してすぐ一軒家があり、そこを左折して、その家の西の農道を150

mぐらい山の方に進むと左に入る農道があり、それを上っていくと開けた畑があります。その畑の東側に****番と1枚になって牧草が生えておりました。

〇〇〇〇さんは、〇〇、飼料作物を生産されている認定農業者です。
使用貸借で賃料は発生いたしません。
期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか1筆 計2, 208㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。
場所は〇〇です。

10号線に〇〇があります。その北側に〇〇と〇〇があり、その〇〇の北側隣に****番*があり、草が生えておりました。

****番は8棟あるハウスの奥の向かい側に育苗用のハウスとしてありました。

〇〇〇〇は、キュウリを生産されている認定農業者です。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間です。

今回のハウスは、〇〇、〇〇ともいいますが、〇〇となっております。

水田は一部利用のため、保全管理をしているということです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか2筆 計3, 127㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

未相続農地で、代表は〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による終期に伴う引続きの賃貸借契約です。

場所は〇〇で、先ほど〇〇〇〇さんの件で説明いたしました、連動ハウスになります。

中はきれいに片付けされておりました。

〇〇〇〇は、キュウリを生産されております。

****番*には、管理棟がございました。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか6筆 計23, 067㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇への賃貸借契約でございます。

場所は、〇〇と〇〇と〇〇でございます。

〇〇と〇〇は、〇〇を取りかけた途中かなと思ったところでございます。

〇〇の圃場につきましては、ちょっと荒れており雑草が生えていたかなと思います。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産される認定農業者でございまして、期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間で、賃料は7筆とも10a当たり〇〇〇〇円でございます。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 計10,692㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇の道路を挟んで、西側に4筆あるのですが1枚になっており

ました。

現地を確認したところ、耕運はしてあるのですが、ちょっと時間が経ったのか雑草が生えていました。

期間は10年で、10a当たり〇〇〇〇円とのこと。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページになります。

13番、14番につきましては、機構と受け手間の契約になります。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 817㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

すみません。説明する前に、所有者は言わなくていいのでしょうか。

[事務局]

出てはこないのですが、説明の中で言っていた方が、場所が分かりにくいですかね。

[推進委員1番]

はい。分かりました。

出し手の〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへ農地中間による賃貸借権設定でございます。

申請地は、〇〇の北側の信号交差点、堤防の県道を〇〇方面に150mほど行くと右側に下りる道がございます。そこを130mほど行った左側に申請地がございます。

現状は、飼料稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、ハウスキュウリ、早期水稻、飼料稲などを栽培される農業者でございます。

期間は3年8か月で、10a当たりの賃料は粃で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 770㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

こちらもしし手の〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借設定でございます。

申請地は、先ほど説明したところのすぐ横になります。

現状は、飼料が植えてありました。

期間は3年8か月で、賃料は10a当たり粃〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

2番から14番まで13件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から14番まで13件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって２番から１４番まで１３件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和８年第６回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会１５時０１分)